

杉並区いじめ防止対策推進基本方針

平成 29 年8月作成
令和 6年8月改定
杉並区教育委員会

目次

はじめに

1 いじめについての理解

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの禁止
- (3) いじめの解消

2 いじめの防止対策の基本的な考え方

- (1) いじめを許さない学校をつくる
- (2) 児童・生徒の主体的な行動を促す
- (3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

3 教育委員会におけるいじめ問題に対する取組

- (1) いじめ問題への対策に関する組織・体制
- (2) 相談窓口の設置
- (3) 日常的な学校への支援
- (4) 未然防止に向けた取組
- (5) 早期発見・事案対処に向けた取組

4 学校におけるいじめ防止等の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校いじめ対策委員会の設置
- (3) 未然防止に向けた主な取組
- (4) 早期発見・事案対処に向けた主な取組
- (5) 記録の保存

5 いじめの重大事態への対処

- (1) いじめの重大事態とは
- (2) 重大事態の調査の目的
- (3) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応
- (4) 区長による再調査

はじめに

児童・生徒が一人の人格として尊重され、夢や希望をもって、すこやかに成長することが、学校・家庭・地域を含めた多くの人々の願いである。しかし、いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。それゆえ、いじめ問題への対応は学校や教育委員会ばかりではなく、社会全体で解決しなければならない最重要課題となっている。

こうしたいじめの問題から、一人でも多くの児童・生徒を救うためには、教職員をはじめ、保護者や地域住民一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」との認識の下、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。その上で、学校の教職員は、被害児童・生徒に寄り添い、断固として、被害児童・生徒を守り抜く姿勢を明確にする必要がある。

杉並区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を解決し、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・事案対処及び重大事態への対応）のための対策をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものである。

教育委員会及び学校は、いじめ防止対策の推進に向け、本基本方針の趣旨等について、家庭・地域・関係機関への周知に努める。また、本基本方針に基づいた取組を定期的・継続的に確認し、その結果等に基づき必要に応じて適切な対応を図るものとする。

杉並区教育委員会

1 いじめについての理解

(1) いじめの定義

いじめとは、相手の行為により被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、児童・生徒が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

イ 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、被害児童・生徒の安心・安全を確保する責任がある。学校いじめ対策委員会においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎない。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめの被害児童・生徒と加害児童・生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの防止対策の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得るという認識の下、教育委員会及び学校は、日常的な未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る必要がある。

(1) いじめを許さない学校をつくる

いじめを生まない、許さない学校へ

いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての児童・生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

(2) 児童・生徒の主体的な行動を促す

いじめ問題について児童・生徒が自ら考え行動する学校へ

児童・生徒がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。

(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取組を進める

家庭・地域・関係機関との連携による安心な学校へ

いじめが複雑化・多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめ問題の解決に向けて、社会全体による取組を進める。

3 教育委員会におけるいじめ問題に対する取組

(1) いじめ問題への対策に関する組織・体制

杉並区いじめ問題対策委員会

法第14条第3項に基づき、教育委員会の附属機関として「杉並区いじめ問題対策委員会」を設置し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知見を有する委員により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する調査審議及びいじめ重大事態に関する調査報告を行う。

また、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な推進を図るために区長の附属機関として設置している「杉並区青少年問題協議会」を法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」に位置付け、それぞれの附属機関が連携を図ることで、いじめ防止等の対策の実効性を確保していく。

【いじめ防止対策推進法】

第14条第1項 地方公共団体は、いじめの防止等に係る機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(2) 相談窓口の設置

ア 教育SAT (School Assist Team)

「いじめ」等の学校現場の生活指導上の緊急課題や、事故や事件等の安全確保上の緊急対応、中・長期的な課題対応を支援するための専門チームのことで、指導主事、学校管理職経験者等で構成する。

基本方針に基づく本区におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育SATを核として以下の取組を行う。

- ・いじめの防止等のための学校の対応を支援する。
- ・研修を通して、いじめの防止等のための対策を学校・地域・関係機関と連携して推進する。
- ・いじめの防止等のための調査や報告を行う。

イ 済美教育センター教育相談室

児童・生徒の教育に関する悩みごとや心配ごと（不登校、いじめ等）について、専門的な立場から総合的な相談支援を行う。教育相談室において保護者の相談やカウンセリング、児童・生徒のカウンセリングや心理療法を行うとともに、電話による相談も行う。

(3) 日常的な学校への支援

ア 関係機関との連携による学校支援

教育SAT、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という）が、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、弁護士「学校法律相談事業」（※1）、その他の福祉機関や医療機関等との連携により、学校のいじめ対応を支援する。

（※1）学校法律相談事業

区立学校における法的問題等について、校長及び副校長が弁護士に直接相談し、必要な助言を受けることができる事業のこと。平成29年4月から開始。

【いじめ防止対策推進法】

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

イ 教職員の研修の充実

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であることを踏まえ、生活指導主任会、若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修等の教育委員会主催の研修及び研修動画、リーフレット、ふれあい（いじめ防止強化）月間（※1）における取組等の学校における研修を充実し、いじめ問題に対応する教職員の資質・能力の向上を図る。

（※1）ふれあい（いじめ防止強化）月間

学校におけるいじめの認知件数及び対応状況について実施される東京都教育委員会による調査のこと。

【いじめ防止対策推進法】

第18条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(4) 未然防止に向けた取組

ア 「いじめ対応マニュアル」の活用の推進

各学校が「いじめ対応マニュアル」を基に、いじめ問題への共通理解を図るとともに、「教職員向けチェックリスト」等を活用して、児童・生徒がいじめにあっていないかを確認するよう指導する。

イ 人権教育の充実

人権尊重の理念に基づき、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層推進するために、人権教育研修会及び人権教育担当者連絡会を実施し、教職員の人権意識を高める。また、人権教育推進委員会（※1）による研究等を推進し、

その取組の成果について学校への普及を図る。

(※1) 人権教育推進委員会

学校において人権教育を効果的に実践していくための指導法の開発・普及、先駆的情報の収集や提供活動、人権教育啓発資料の作成等に取り組む。

ウ 豊かな人間性の涵養

児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、いのちを大切にし、思いやりの心を育むために、各学校で実施する「いのちの教育」(※1)の取組や、小学校で実施する「スタートカリキュラム」(※2)、中学校で実施する「フレンドシップスクール」(※3)の活動を支援する。

(※1) いのちの教育

いじめ等の問題行動の現状や児童・生徒の心の健康について示された「自殺対策基本法」の施行を受けて、平成20年度から毎年5・6月と9・10月に全区立小中学校で実施しているいのちの大切さや人生のかけがえのなさを実感する道徳の授業及び体験活動、読書感想文コンクール等の取組のこと。

(※2) スタートカリキュラム

小学校へ入学した子どもが、子供園、幼稚園、保育所等の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムのこと。

(※3) フレンドシップスクール

小学校から中学校に進学した生徒が、新たな学習集団や学習環境等、学校生活の変化に対して早期に順応し、その後の充実した中学校生活の基盤をつくるために実施するもの。

エ 情報モラル教育の推進

携帯電話・インターネット等でのいじめやトラブル等、その危険性や被害について児童・生徒に正しく理解させるとともに、自ら考え判断し、危険を回避する能力を身に付けさせる活動を関係機関と連携し支援する。

また、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるように、教職員の意識の向上を図るとともに、対応力を強化するための研修を実施し、実践例等の情報提供を行う。

オ 保護者・地域等との連携の促進

地域社会全体でいじめ問題について考え、克服していくために、「道徳授業地区公開講座」(※1)や「セーフティ教室」(※2)、をはじめとする学校・家庭・地域や関係機関等が連携して行う取組等を支援する。また、学校運営協議会(※3)や学校支援本部(※4)と連携し、いじめ問題について、学校が抱える課題を共有し、地域社会全体で解決する仕組みづくりを推進する。

(※1) 道徳授業地区公開講座

学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的に、東京都教育委員会が平成14年度から実施している事業のこと。

(※2) セーフティ教室

小・中学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進に資するため、東京都教育委員会が平成16年度から実施している事業のこと。

(※3) 学校運営協議会

地域住民や保護者等が、一定の権限を持って学校運営に参画し、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わる合議制の機関のこと。

(※4) 学校支援本部

地域の方々と一緒になって学校の教育活動等を支援するために設置されたボランティアによるネットワーク組織のこと。

【いじめ防止対策推進法】

第15条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

第15条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(5) 早期発見・事案対処に向けた取組

ア 都の「ふれあい(いじめ防止強化)月間」等に合わせたいじめ調査の実施

東京都の「ふれあい(いじめ防止強化)月間」等に合わせ、年間3回以上のいじめ調査を実施する。未然防止、課題の改善等にもつながるよう学校の取組を支援する。

イ スクールカウンセラーによる相談体制の充実

いじめをはじめとする児童・生徒及び保護者の悩みを把握し、相談等に応じるとともに、全小中学校に配置したスクールカウンセラー(以下「SC」という)による面談を実施し、学校全体の組織的な対応を支援する。

ウ いじめ相談体制の充実

いじめで悩み、苦しむ児童・生徒やその保護者に対し、カウンセリングや心理療法等による対応等を行うとともに、教育相談室への来所による相談及び電話相談等の相談事業を充実する。

エ 保護者への支援

保護者のいじめに対する理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、東京都教育委員会の発行する「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」における保護者プログラム等を活用する。

【いじめ防止対策推進法】

第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第16条第3項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

第16条第4項 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

4 学校におけるいじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本基本方針及び国・東京都の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める（法第13条）。

自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

なお、学校いじめ防止基本方針については、学校運営協議会において確認するとともに、HP等で内容を周知する。

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置

当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置する（法第22条）。

組織の構成員については、管理職、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、SCのほか、必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。

【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(3) 未然防止に向けた主な取組

- ア 児童会・生徒会等による主体的な取組を通して、児童・生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを進める。
- イ 道徳教育や人権教育、「いのちの教育」の充実、読書活動、体験活動などの推進等を通して、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成する。
- ウ 年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちがいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。
- エ 年3回以上の校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。
- オ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、情報モラル教育年間指導計画を作成し、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

(4) 早期発見・事案対処に向けた主な取組

- ア 学校いじめ防止基本方針及び「いじめ対応マニュアル」を活用し、いじめの未然防止・早期発見・事案対処を行い、解消に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組を進める。
- イ 東京都の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」等に合わせた年3回以上のいじめアンケートの実施、SCを活用した児童・生徒への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握する。
- ウ 全区立学校で教育相談コーディネーターを指名し、保護者や地域、関係機関との連携やSCとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。
- エ 教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、学校一丸となり組織的に対応する。
- オ 被害児童・生徒の心のケアについては、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関と連携して被害児童・生徒への支援を行う。

(5) 記録の作成・保存

被害児童・生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応した内容についても記録を作成する。

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間は経過するまでは適切に保存する。

5 いじめ重大事態への対処

(1) いじめの重大事態とは

ア 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の 2 つの場合をいう。

(ア) 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童・生徒の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間 30 日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

(ア) 事実関係が確定していなくても、重大事態に該当する対応が遅れば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。

(イ) 被害児童・生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事実関係を明らかにすることにより、その重大事態への対処や、同種の事態が再び発生するのを防止することを目的として行う。民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟などへの対応を直接の目的としているものではない。

なお、被害児童・生徒や保護者が調査を望まない場合でも、学校や教育委員会は、可能な限り自らの対応を振り返って検証し、再発防止に努めることが必要である。そのような場合には、被害児童・生徒と保護者の意向にも配慮しながら、調査方法を工夫して調査を進める。

(3) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

ア 重大事態発生報告

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに済美教育センター教育SATに一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出する。

教育委員会は、学校から提出を受けた報告書を速やかに区長に提出して報告するとともに、杉並区いじめ防止対策推進基本方針に基づき、東京都教育委員会及び国へ「いじめ重大事態の発生に関する報告について」を提出する。

イ 資料の収集・整理

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、学校が定期的に行っているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 調査の実施

いじめの重大事態が発生した場合、教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、「杉並区いじめ問題対策委員会」に対して速やかに調査を依頼し、「杉並区いじめ問題対策委員会」が調査を行う。学校は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

エ 調査結果等の報告と提供

調査結果については、以下の順序で対応を行う。

(ア) 被害児童・生徒やその保護者への情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害児童・生徒やその保護者に説明する。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(イ) 区長等への報告

「杉並区いじめ問題対策委員会」は、文書をもって、教育委員会教育長に調査結果を報告する。当該文書を受理した教育長は、この文書等により教育委員会定例会等において調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を区長に提出する。

【いじめ防止対策推進法】

第 30 条第 1 項 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(ウ) 調査結果の公表

当該の学校やその関係者だけでなく、社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機とするため、個人情報の観点から留意しつつ調査結果を公表する。

オ 調査結果を踏まえた対応

学校と教育委員会は、調査の結果をふまえて、被害児童・生徒への支援や加害児童・生徒への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する。